

浪江町樹木粉碎機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の放置樹木の拡大抑制及び森林環境の保全を図ることを目的に、町が所有する樹木粉碎機（以下「粉碎機」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 粉碎機の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、町内の山林や竹林等の整備を行うものとする。

- (1) 行政区 行政区長設置条例(昭和43年浪江町条例第17号)第2条第3項に定める行政区
- (2) 山林や竹林を整備する所有者及び関係者
- (3) 森林ボランティア団体
- (4) その他町長が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とした使用に対する貸出しは行わないものとする。

(申請)

第3条 粉碎機の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、樹木粉碎機借用承認申請書兼承認書（第1号様式）に必要書類を添えて、使用日の90日前の日から7日前の日（その日が浪江町の休日を定める条例（平成元年浪江町条例第25号）第1条第1項に規定する休日（以下「町の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い町の休日でない日）までの間に、町長に提出しなければならない。

2 同一申請者への貸出しは、同一年度内1回限りとする。ただし、他に貸出予定がない場合はこの限りでない。

(承認)

第4条 町長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、樹木粉碎機借用承認書兼承認書（第1号様式）により、粉碎機の貸出しを承認するものとする。

(貸出方法)

第5条 町長は、町が指定した日時及び場所において、前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）に、粉碎機を貸し出すものとする。

(許可の取消し)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消し、又は粉碎機の返却を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) 第10条に規定する事項に違反したとき。

(使用料及び費用負担)

第7条 粉砕機の使用料は無料とする。ただし、貸出期間中における粉砕機の燃料、運搬、その他稼働に要する一切の費用は、使用者が負担するものとする。

(貸出期間及び返却等)

第8条 粉砕機の貸出期間は、貸出日から起算して14日以内とする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 粉砕機の貸出し及び返却の日時は、貸出期間内における町の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

3 使用者は、粉砕機の使用を終了したときは、粉砕機の清掃及び点検を行い、燃料を補充した後、樹木粉砕機使用報告書(第2号様式)に必要な書類を添えて速やかに町の指定する場所へ返却し、町の確認を受けなければならない。

4 前項の規定による点検の結果、是正が必要と判断された場合は、使用者は、町の指示に従い是正しなければならないものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 使用者は、第1条の目的以外に粉砕機を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 粉砕機の管理及び使用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。
- (2) 粉砕機を営利目的で使用しないこと。
- (3) 粉砕機の騒音及び振動並びに粉砕物の散乱に十分配慮すること。
- (4) 粉砕機に異常がある場合は、町に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 粉砕機の作業対象となる樹木は町内に植生するものに限る。
- (6) 粉砕機の使用が該当する樹木所有者及び作業場所の所有者でない場合は各所有者の承諾を得て使用日の7日前までに同意書(第3号様式)を町長に提出すること。

(貸出しの中止)

第11条 粉砕機が故障等により使用できない場合は、貸出しを中止するものとする。この場合において、中止に伴い生じた使用者の損害等については、町は、これを補償しないものとする。

(事故等の報告及び賠償責任)

第12条 使用者は、貸出期間中に粉砕機の破損若しくは滅失又は第三者に損害を与える等の事故(以下「事故等」という。)が発生したときは、速やかに樹木粉砕機使用事故等報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、町長に報告するものとする。

- 2 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により粉砕機を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。